

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2879号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 石田直裕：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

上椎葉ダム (宮崎県椎葉村)



随 情 フォーラム
想 報

自由民主党税制調査会幹部等に対し、「法人実効税率のあり方の検討に関する要望」を提出…(2)
藤原会長が福島県を訪問―原発災害及び復興状況について県町村会役員らと意見交換―…(3)
地方公共団体における特定個人情報保護評価
……特定個人情報保護委員会事務局総務課課長補佐 田中 真弓…(4)
道路空間を活用した津波避難タワーの建設―静岡県吉田町…(11)
町村Navi
「ひと・まち・自然」輝く 故郷の創造 岐阜県町村会長 岐阜県笠松町長 広江 正明…(12)

◎写真キャプション◎

日本初のアーチ式ダム、上椎葉ダム。総工費149億円、延べ人員500万人を動員し、昭和25年に着工し昭和30年5月26日に完成した。自然豊かな椎葉村のシンボルである。

コラム

「自治体消滅」の罫

東京大学名誉教授

大森 彌

単に未来のことを記述しているように思われる言説(予想・予測)が、現在の人びとの行動に影響を与え、その結果、その言説が現実化してしまうことを、米国の社会学者R・K・マートンは「自己実現的予言」と呼んだ。マートンは、「銀行資産が比較的健全な場合であっても、一度支払不能の噂がたち、相当数の預金者がそれをまことだと信ずるようになると、たちまち支払不能の結果に陥る」という例をあげている。日本のことわざでは「嘘から出たまこと」である。

増田寛也元総務相を座長とする「日本創成会議」の分科会が、2014年5月、半数の自治体で20・30代女性が半減するという試算を公表し、マスコミで喧伝され、自治体関係者などに影響を与え始めている。もとは『中央公論』2013年12月号の論考「2040年、地方消滅。『極点社会』が到来する」であった。「地方消滅」の指標として使っているのは人口の「再生産力」を示す20・39歳の女性人口の減少率であ

る。東京圏などへの人口流出が続くと、2040年時点で2010年に比べ若年女性が50%以上減少し、人口が1万人以上の市区町村が373に、人口が1万人未満の市区町村が523になるといふ予測である。523の自治体は「消滅可能性が高い」という。増田氏たちは人口減に対する思い切った対策を提案している。

自治体消滅といえば、「平成の大合併」で消滅した町村数は1600にも及んだ。人為的な市町村消滅は激しく大規模であった。市町村の最小人口規模が決まっていなにもかわらず、自治体消滅の可能性が高まるというが、人口が減少すればするほど市町村の存在価値は高まるから消滅など起こらない。起こるとすれば、自治体消滅という最悪の事態を想定したがゆえに、人びとの気持ちが萎えてしまい、そのすきに乘じて「撤退」を不可避だと思わせ、人為的に市町村を消滅させようとする動きが出てくる場合である。未来の予測を「自己実現的予言」にさせてはならない。

自由民主党税制調査会幹部等に対し、 「法人実効税率のあり方の検討に関する要望」を提出

全国町村会



▲野田 毅 自民党税制調査会長（右）に要請する藤原会長（中央）白石
会長代行副会長（左）



▲宮沢 洋一 自民党税制調査会幹事（左から5人目）に要請する藤原会長（右
から5人目）及び本会役員

全国町村会は5月13日（火）、正副会長会議を開催し、法人税改革について、現在、実効税率や課税ベースのあり方、外形標準課税制度等に関し、政府税制調査会、自民党税制調査会で検討が行われている状況を踏まえ、「法人実効税率のあり方の検討に関する要望」を決定した。

これは、法人関係税収の6割強が地方の重要な財源となっている現状において、単なる法人減税が行われれば、町村財政に深刻な影響を及ぼすことから、法人実効税率のあり方の検討に際し、外形標準課税の拡充や租税特

別措置の見直し等による課税ベースの拡大等、法人課税の枠組みの中で所要の地方税財源を確保することを求めたもの。

本要望については、自民党の地方税勉強会に参加している地元選出国會議員に対し、各副会長が機会を捉えて要請を行うことを併せて決定するとともに、藤原会長（長野県町村会長・川上村長）、白石会長代行副会長（愛媛県町村会長・松前町長）、吉田財政委員会委員長（埼玉県町村会長・滑川町長）及び本会役員が、自由民主党税制調査会幹部等に対し要請活動を行った。

法人実効税率のあり方の 検討に関する要望

現在、政府・与党においては、産業の国際競争力強化等の観点から、法人実効税率のあり方について議論がなされています。

地方財政は依然として巨額の財源不足が続いており、法人税の地方交付税原資分34%を含め法人関係税収の6割強が地方の重要な財源となっていることから、単なる法人減税が行われれば、脆弱な町村の財政はますます深刻な影響を受けることとなります。

また、国・地方を通じた社会保障財源の充実確保と財政健全化を図るために消費税率を引き上げ、広く国民に負担をお願いしている中で、法人のみ実質的な減税を行うことは、国民の理解を得られるものではありません。

よって、今後の検討に当たっては、下記のとおり要望します。

記

法人実効税率のあり方の検討に当たっては、外形標準課税の拡充や租税特別措置の見直し等による課税ベースの拡大など、あくまで法人課税の枠組みの中で所要の地方税財源を確保することを大前提とすること。

活 動

全国町村会

藤原会長が福島県を訪問

—原発災害及び復興状況について県町村会役員らと意見交換—



▲佐藤雄平福島県知事（中央）と面談する藤原会長（右）、大塚福島県町村会長（左）



▲丸山淑夫福島復興局長（左）に要望を行う藤原会長（右）



▲加藤憲郎新地町長（左）と新地町復興事業現場を確認する藤原会長（左から2人目）、大塚福島県町村会長（左から4人目）

藤原忠彦全国町村会長（長野県川上村長）は、4月25日と26の両日、福島県を訪問し、原発災害と震災からの復興状況について福島県町村会役員と意見交換を行うとともに、新地町において復興状況を視察した。

25日は、意見交換に先立ち、藤原会長が、佐藤雄平福島県知事、内堀雅雄、村田文雄両副知事及び丸山淑夫復興庁福島復興局長とそれぞれ面談し、全国町村会として取り組んでいる国への要望や応援職員の派遣について説明するとともに、復興の進捗状況や課題等について意見を交わした。

福島県町村会役員との意見交換では、古川道郎川俣町長、渡辺利綱大熊町長、菅野典雄飯舘村長から、地域の厳しい現状や今後の見通しなどについて発言があり、藤原会長は、全国町村会として支援を継続することや、今回の災害を検証し、福島県の体験を後世に伝える必要があるなどと述べた。

26日には、大きな津波被害を受けた県最北部の新地町を訪問。加藤憲郎町長の案内で町内の復興状況を視察した。同町内では、沿岸部から内陸に移転した宅地や再建中の住宅建設現場を訪れた。



▲福島県町村会役員との意見交換（中央が藤原会長）

政策解説

地方公共団体における特定個人情報保護評価

特定個人情報保護委員会事務局総務課課長補佐
田 中 真 弓1. 特定個人情報保護評価の
導入経緯

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき導入された番号制度とは、国民一人ひとりに個人番号を付番し、複数の機関において保有している同一人の情報を紐付けることで効率的な情報の管理及び利用を可能とし、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会の実現に資するものである。現時点では、平成27年10月から個人番号の付番が開始され、平成28年1月から個人番号カードの交付及び個人番号の利用が開始される予定となっている。

番号制度の導入に当たっては、国家による個人情報の一元管理、個人番号を用いた個人情報の不正追跡・名寄せ・突合、個人番号の不正利用等による財産その他の被害等への懸念が示されてきた。そこで、番号制度においては、個人番号の目的外利用の禁止、独立性の高い特定個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)による監視・監督、情報提供ネットワークシステムを使用した情報の照会・提供を原則とすること等の保護措置が講じられている。

特定個人情報保護評価は、このような番号制度における保護措置の柱のひとつであり、地方公共団体の機関を含む公的機関が特定個人情報ファイル(個人番号をその内容に含む個人情報ファイル)を保有しようとするときは、番号法第27条、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)及び特定個人情報保護評価指針(平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号)に基づき、特定個人情報ファイルを保有する前に、特定個人情報保護評価を実施することを原則として義務付けるものである。

本稿では、町村をはじめとする地方公共団体における特定個人情報保護評価の概要を解説する。制度の詳細及び最新情報については、特定個人情報保護委員会ホームページ(<http://www.cao.go.jp/bangou/seido/bpc/pia/pia.html>)を参照されたい。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることを予めお断りしておきたい。

2. 特定個人情報保護評価とは

(1) 目的

特定個人情報保護評価は、①事前対応による個人のプライバシー等の

権利利益の侵害の未然防止及び②国民・住民の信頼の確保を目的として実施するものである。

情報の漏えいや不正利用等により個人のプライバシー等の権利利益が侵害されると、拡散した情報を全て消去・修正することが困難であるなど、その回復は容易ではない。したがって、個人のプライバシー等の権利利益の保護のためには、事後的な対応でなく、事前に特定個人情報ファイルの取扱いに伴う特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このようなリスクを軽減するための措置を講ずることが必要である。特定個人情報保護評価は、このような事前対応の要請に因應する手段であり、特定個人情報ファイルを保有する前の段階で適切な保護措置を検討するための制度である。

また、番号制度の導入に対する懸念を払拭する観点からは、特定個人情報ファイルを取り扱う者が、入手する特定個人情報の種類、使用目的、方法、安全管理措置等について国民・住民に分かりやすい説明を行い、その透明性を高めることが求められる。特定個人情報保護評価は、評価実施機関が、特定個人情報保護評価書において、どのような事務でどの

政 策

ような目的のために特定個人情報ファイルを取り扱うのか、個人のプライバシー等の権利利益の保護のためにどのような措置を講じているのかを具体的に説明することにより、国民・住民の信頼を確保することを目的とするものである。

(2) 実施主体・対象

番号法第27条において、行政機関の長等は特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施しなければならないとされている。「行政機関の長等」とは、番号法第2条第14項に規定されており、地方公共団体の機関も含まれる。「地方公共団体の機関」とは、執行機関（都道府県知事、市町村長、教育委員会、公安委員会等）のほか、執行機関の附属機関（審査会、審議会等）及び議会も含むものであり、これらの機関が特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、特定個人情報保護評価の実施が原則として義務付けられる。

特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務ごとに実施することが求められるが、職員の仕事、給与、福利厚生等に関するファイル、紙ファイル等の手作業処理用ファイル、公務員等の共済に関するファイルのみを取り扱う事務や、

特定個人情報ファイルの対家人数の総数が1,000人未満の事務等については、実施が義務付けられない。

(3) 実施時期

評価実施機関は、特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施する必要がある。評価の結果を特定個人情報ファイルを取り扱うシステムの設計に反映できるようにするため、システムの要件定義の終了までに実施することが原則であるが、各機関の判断で、プログラミング開始前の適切な時期に特定個人情報保護評価を実施することができる。また、特定個人情報保護評価指針の適用の日（平成26年4月20日）から6月を超えない範囲でプログラミングを開始する場合は、プログラミング開始後に実施することが可能であるが、その場合であっても、特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施することが必要である。

(4) 実施手続（図1参照）

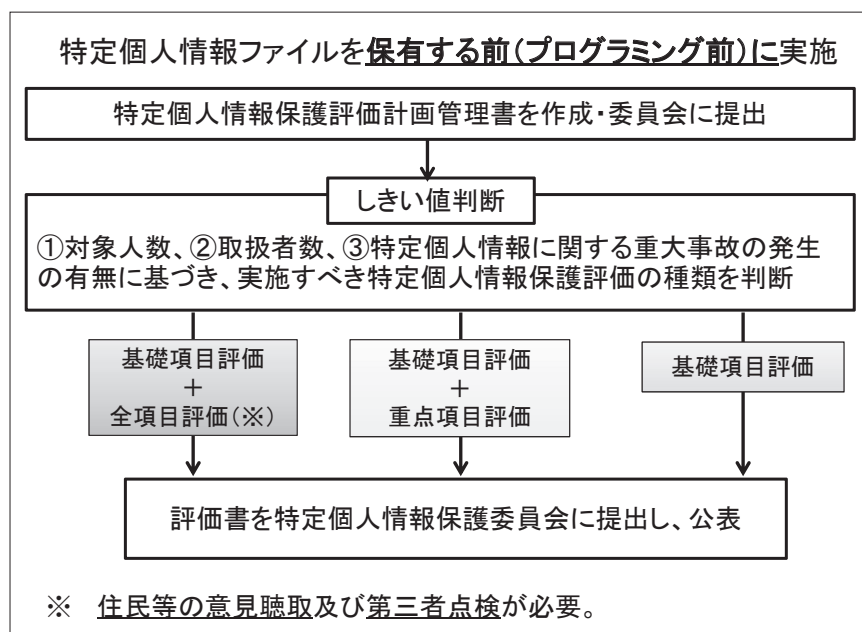
評価実施機関は、特定個人情報保護評価を計画的に実施し、実施状況を適切に管理するために、最初の特定個人情報保護評価を実施する前に、特定個人情報保護評価計画管理書の作成及び委員会への提出が求められる。

次に、特定個人情報保護評価を実施する事務について、①対象人数、②取扱者数、③評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生の有無に基づき、「基礎項目評価」「重点項目評価」「全項目評価」のいずれの評価の実施が義務付けられるかを判断する「しきい値判断」を行う（図2参照）。基礎項目評価及び重点項目評価については、それぞれ基礎項目評価書及び重点項目評価書を作成し、委員会へ提出した後、公表する。全項目評価については、全項目評価書を作成した後、全項目評価書を公表して広く住民等の意見を求め、第三者点検を受けた後、委員会への提出及び公表を行うことが必要となる。（各評価書の記載項目の概要については図3参照）

(6) 違反に対する措置等
評価実施機関は、特定個人情報保護評価書に記載した全ての措置を講ずることが求められる。また、特定個人情報保護評価を実施した後、特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするときなど一定の場合には特定個人情報保護評価の再実施等が必要となる。

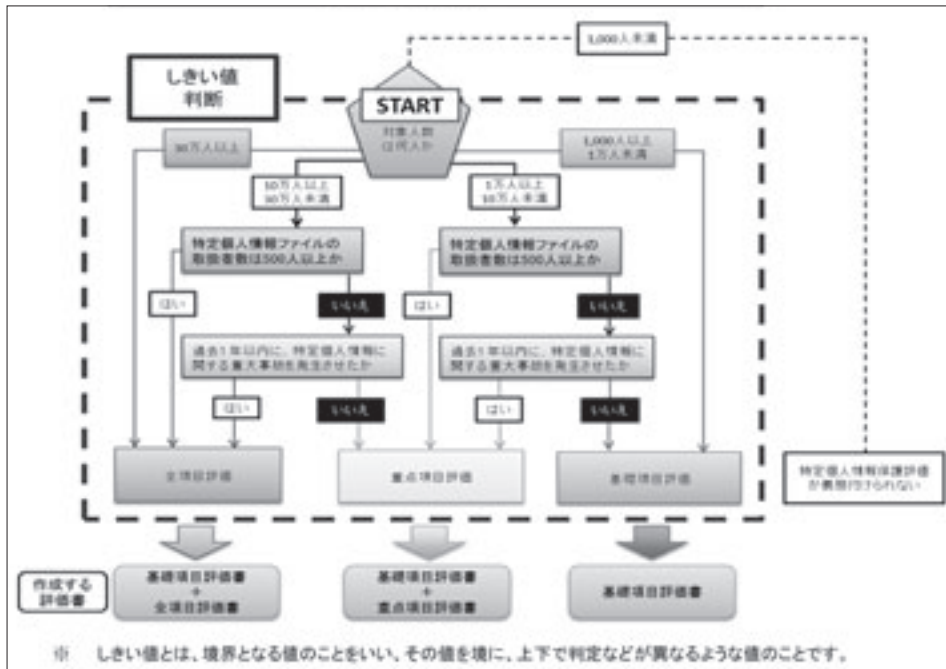
次に、特定個人情報保護評価を実施する事務について、①対象人数、②取扱者数、③評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生の有無に基づき、「基礎項目評価」「重点項目評価」「全項目評価」のいずれの評価の実施が義務付けられるかを判断する「しきい値判断」を行う（図2参照）。基礎項目評価及び重点項目評価については、それぞれ基礎項目評価書及び重点項目評価書を作成し、委員会へ提出した後、公表する。全項目評価については、全項目評価書を作成した後、全項目評価書を公表して広く住民等の意見を求め、第三者点検を受けた後、委員会への提出及び公表を行うことが必要となる。（各評価書の記載項目の概要については図3参照）

■図1 地方公共団体の特定個人情報保護評価の流れ

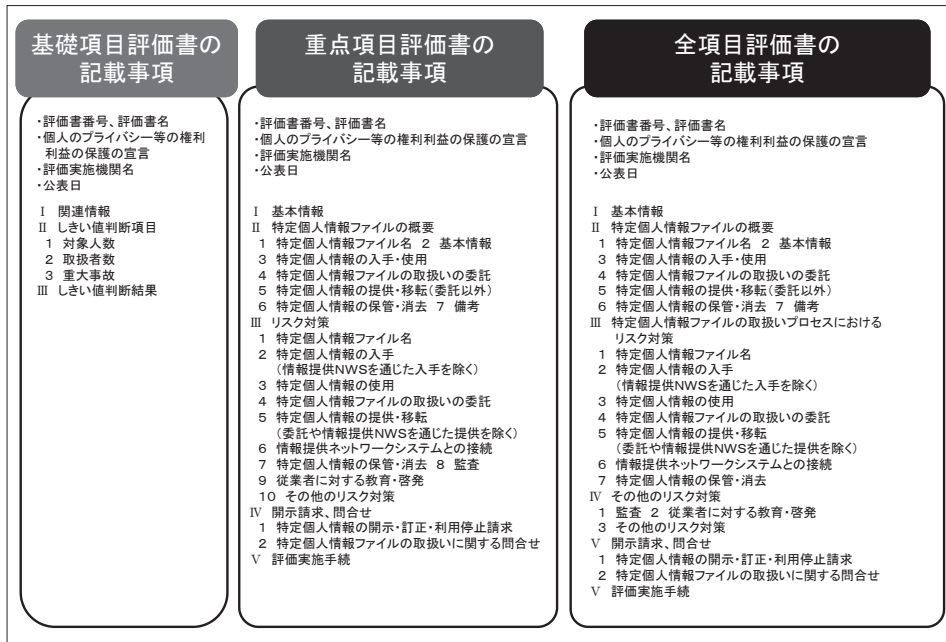


政 策

■図2 しきい値判断フロー



■図3 各評価書の記載項目の概要



なお、全ての地方公共団体について、目的外利用の禁止等、特定個人情報保護評価以外の番号法の規定が適用され、番号法に基づき必要な措置を講ずることが求められることには留意が必要である。

各地方公共団体においては、番号制度における特定個人情報保護評価の趣旨を踏まえた的確な対応が期待される。

また、特に町村においては、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられる事務が存在しない場合もあると考えられるが、個人のプライバシー等の権利利益の保護の観点からは、前向きに評価に取り組むことが考えられる。また、同様の趣旨から、基礎項目評価の実施のみが義務付けられる場合であっても重点項目評価や全項目評価の実施を行う等、より詳細な評価を実施することも考えられる。

また、特に町村においては、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられる事務が存在しない場合もあると考えられるが、個人のプライバシー等の権利利益の保護の観点からは、前向きに評価に取り組むことが考えられる。また、同様の趣旨から、基礎項目評価の実施のみが義務付けられる場合であっても重点項目評価や全項目評価の実施を行う等、より詳細な評価を実施することも考えられる。

ものとされているにもかかわらず実施していない事務については、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を行うことが禁止される（番号法第21条第2項第2号及び第27条第6項）。また、特定個人情報保護評価の未実施や評価書の記載に反する特定個人情報ファイルの取扱

いについては、委員会の指導・助言、勧告・命令等の対象となる。

地方公共団体の機関から提出された特定個人情報保護評価書については、委員会の承認の対象ではないが、委員会は、必要に応じてその内容を精査し、指針への適合性及び妥当性について確認することとされている。

3. 今後の地方公共団体における特定個人情報保護評価の展開

2（3）のとおり、特定個人情報保護評価は、システムの要件定義の終了前に行うことが原則である。個人番号を取り扱うシステムの開発・改修を今年度より開始する地方公共

団体も多いと考えられることから、各地方公共団体においては、個人番号を取り扱う事務・システムの洗い出しを早期に行い、特定個人情報保護評価計画書の作成を開始することが望まれる。

フォーラム

▷片岡地区「能満寺山公園と展望台・小山城」



現地レポート

地域資源を活かした活性化策

町の概要

吉田町は、静岡県中西部を流れる一級河川大井川の河口右岸に位置し、駿河湾に面しています。面積は約20㎢ほどで、牧之原台地が北西側から中央部に突出しているほかは、町域の90%



道路空間を活用した 津波避難タワーの建設

静岡県
吉田町

以上が標高20m未満の平坦地です。人口は約3万人で、大井川の豊かな伏流水や東名高速道路吉田ICの開設によって企業が進出し、工業が盛んになりました。

主な特産物としては、レタス、しらす、うなぎなどがあります。

駿河湾に面する約5kmの海岸線には、吉田漁港を境に東西にわたって高さ6・2mの防潮堤が築かれています。

また、吉田漁港周辺には、高さ6mの津波提や水門を設置することにも、陸開の開閉を遠隔操作化するなど、これまで想定されていた東海地震の最大想定津波高(4m)に対応できるよう対策を講じてきました。

そのため、平成23年3月に発生した東日本大震災までは、大地震が発生しても、町への津波被害は皆無であろうと考えていたのです。

フォーラム

取組の動機

☆千年に一度の大津波を想定 「津波ハザードマップ」の作成

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による想定外の津波被害を踏まえ、町では、これまでの想定を超えた最大級の津波に対応する被害想定策定に着手しました。

その結果、同年11月には「千年に一度の大津波」を想定した「吉田町津波ハザードマップ（被害想定）」を町が独自に策定し、公表することができました。東日本大震災の発生からわずか

8ヶ月後のことです。

この津波ハザードマップにより、町を襲う津波高は最大で8・6mと想定され、巨大津波は防潮堤を軽々と越えて市街地に押し寄せ、町域の55%が浸水し、町民の4割に当たる17,000人が津波被害に遭うという危機的な結果が示されました。

高台のない吉田町においては、この「千年に一度の大津波」対策を町の最重要課題と位置づけ、津波避難施設の建設をはじめ、津波避難路や一時避難地の整備、防災ラジオの全戸配布など、町全体で「津波防災まちづくり」に取り組むことを決意しました。

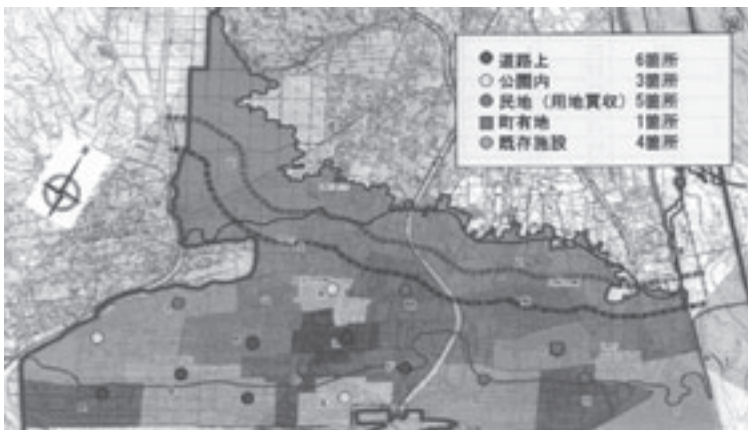
☆津波避難タワー建設に向けて

「津波避難計画」の策定

津波ハザードマップの完成により、想定津波浸水域における住民の具体的な避難対策が必要になったことから、町では、直ちに津波避難計画の策定に着手し、津波ハザードマップ公表から4ヶ月後の平成24年3月には「吉田町津波避難計画」を策定するに至りました。

この計画を受けて、GISによる津波避難シミュレーションにより、津波到達時間や避難困難地域の人口、避難経路等から、想定津波浸水域を20のエリア（街区）に分け、既存の学校やホテルなど

＜避難シミュレーションによる津波避難タワー建設計画＞



の現況施設が活用できない15のエリア（街区）について、津波避難タワーを建設することにしたのです。

☆建設用地の確保と課題

「起死回生の打開策」

津波避難タワーは、当初4年間で15基を建設する計画としていました。しかし、町民に対して津波からの安心・安全を一日も早く提供したいという町長、そして町職員全員の思いから、当

初の計画を大幅に短縮する2年間で全基建設を目標に掲げました。

その計画を達成する最大の課題は、建設用地の確保でした。一刻も早く工事の着工に移るため、速やかな建設用地の確保が必要でしたが、津波避難タワー一基当たりの避難者数が多く、施設規模も大きくなることから、整備に必要な全ての用地の確保には、困難を極めることは明白でした。

連日様々な検討を重ねた中、町長から一つのアイディアが提案されました。町長は、東日本大震災の被災地を視察した際、道路上にある横断歩道橋が流されずに存在していたことに気付いたのです。

取組の内容

☆道路上への建設に向けて

道路上空に避難施設を設けることができれば、用地確保に必要な時間や費用を抑え、工期短縮による早期建設が可能となります。

一方で、これまで例の無い試みであり、解決すべき課題が数多く存在することも容易に想像できました。

しかし、何としても2年間で15基までの津波避難タワーを建設するという決意から、町はこの方法を成功させるため、試行錯誤の検討を始めたのです。

▷吉田町津波ハザードマップ



フォーラム

☆検討委員会の設立

道路上空を利用した津波避難タワーに関しては、全国的にも例がなく、その建設手法の計画に当たっては、設計上の準用基準や安全率の考え方、整備上の法律的な制約などを一から整理する必要があります。

そこで、町では町職員に加え、学識経験者、国土交通省、静岡県等の委員で構成する「津波避難施設（道路上）設計技術検討委員会」を平成24年7月に設立しました。

委員会は、11月までの約4ヶ月間で計3回にわたって開催し、法令・建設

手法・構造等のあらゆる面から検討を重ね、その成果を「道路上に設置する津波避難タワーの標準仕様設計基準」としてとりまとめるに至りました。

☆横断歩道橋との兼用工作物

道路上に津波避難タワーを建設するためには、通常の建築基準法はもちろん、道路法の基準もクリアしなければなりません。

検討委員会では、関連する全ての法令をクリアするために検討を重ねた結果、道路施設である横断歩道橋に津波避難施設の機能を兼ね備えた「兼用工作物」として整理をしました。これにより、横断歩道橋でもあり、津波避難施設でもある道路上の津波避難タワーを建設することが可能となったのです。

☆最悪の状態にも耐え得る構造

検討委員会がまとめた「標準仕様設計基準」における構造上の特徴として、次の点があります。

○地震と津波が同時に発生して衝撃を受けても、元の状態に戻る設計（弾性設計）となっていること

○液状化を考慮し、基礎は支持層に到達するまで打ち込むこと

○古田漁港に停泊する最大級の船舶（排水量30t）が流され衝突しても倒壊しない構造とすること

これらを満たす構造として、震度7

クラスの地震及び同クラスの余震、大津波、液状化、そして船舶等の衝突が、同時に発生しても倒壊しない構造の津波避難タワーを建設する設計となりました。

☆タワーの建設、そして完成へ

～完成式典には大臣も出席～

標準仕様設計基準がとりまとめられた翌月の平成24年12月、町は、3基の津波避難タワー建設に着手しました。このうちの2基が、平時は横断歩道橋として利用できる、全国初の道路上の津波避難タワーです。約9ヶ月間の工期を経て、平成25年9月、遂に3基のタワーが完成したのです。

3基の完成を祝して実施した完成式典には、太田昭宏国土交通大臣をはじめ、国会議員や静岡県知事など多くの方々の御参加をいただきました。

先行3基の建設と併せ、残る12基についても随時発注し、平成25年、町では15基の建設工事が同時に進行しました。

そして、平成26年3月には、当初の予定どおり15基全ての津波避難タワーを完成することができました。この瞬間、「町民の命を守る対策」に、ひとつの結果を示すことが出来たのです。

15基全ての完成と、命を守る対策の完了を祝して開催した完成式典には、古屋圭司内閣府特命担当大臣（防災）の御出席をいただきました。

＜先行3基の完成式典。太田国土交通大臣が出席



▷全基完成後の式典。古屋内閣府特命担当大臣（防災）が出席



▷検討委員会開催の様子



フォーラム

今後の課題

☆真に安心して住み、働き続ける
ことのできる町を目指して

限られた建設コストや時間的制約の中で、その建設に活路を見出した道路空間を活用した津波避難タワーは、多くの関係者の協力をいただいで完成するに至りました。

特に、検討委員会における「標準仕

様設計基準」は、道路上の津波避難タワーに関して、技術的にも確立されていない分野の先駆けとして、一定の成果があったものと考えています。

東日本大震災以後、町全体を包んでいた津波からの恐怖に対して、一日も早く安心・安全を提供したいという思いからスタートした「命を守る対策Ⅱ津波避難タワーの建設」は、道路上の活用という方法の成功もあって、震災から丸3年、タワー建設開始から1年4ヶ月という期



△道路上に建設した津波避難タワー

間で、完了することが出来ました。

しかし、これは町の掲げる「津波防災まちづくり」の第一歩にすぎません。町では、次のステージとして、財産・生産活動を守る対策(防潮堤の強化等)の検討をすでに始めています。

企業の生産活動を維持し、町民が真に安心して吉田町に住み、働き続けることができる町を目指して、これからも町の津波防災対策は続きます。

吉田町 防災課

町村専用ページ「町村.com」をご覧ください

● <http://www.zck.or.jp/choson/> ●

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員のみなさんの情報収集の利便性を向上させるため、町村専用ページ「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁などの政策情報を随時ご提供しているほか、全国の町村の先進的な取り組み事例をはじめ、各種統計資料など様々なデータも公表しています。

私どもは、「町村.com」が町村関係者にとって真に役立つホームページとなることを目指し、こ

れからも充実をはかっていきたいと考えていますので、ご覧になったご感想・ご意見を、下記のメールアドレスにお寄せください。

kouhou@zck.or.jp

- ・「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用ページです。
ご覧になる際は、所定のパスワードが必要になります。
- ・ユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ済み(平成18年9月27日付)ですが、お問い合わせは、全国町村会広報部までメール(kouhou@zck.or.jp)でお願いいたします。



随 想

「ひと・まち・自然」
輝く 故郷の創造岐阜県笠松町
岐阜県笠松町会長広江 正明
ひろえ まさあき

わが町笠松町は、岐阜県の南西部に位置し、木曽川右岸に沿って帯状に広がる地形で木曽川を隔てて愛知県一宮市と隣接する、人口約2万2千人の町です。

本町の面積は10・36km²で、その面積のおおよそ3分の1を木曽川が占めており、古くから水陸の交通の要衝として開け、木曽川を通じて岐阜と名古屋を結ぶ重要な地でした。江戸時代には幕府直轄地として美濃郡代笠松陣屋、明治維新後には笠松県が置かれ、明治6年3月に岐阜へ移行するまで県政を執った岐阜県政発祥の地です。

川湊のある商人の町として、この地方の政治・経済をはじめ文化の中心となり栄えていたことから、先人が築き、先人が残した歴史的遺産、また神社仏閣が多く残るのも笠松町の特徴です。

笠松競馬は、芦毛の怪物と親しまれた名馬「オグリキャップ」を輩出したことで全国的に有名です。

笠松町は、長い歴史と、木曽川や競馬場などの様々な地域資源に恵まれています。

そんな笠松町の新たな発展のためには、町の歴史・文化、自然条件を現代の社会経済的条件の中で再生させることが重要であり、そこに新たに「笠松らしさ」を付加し、住民協働の理念のもとでまちづくりを進める必要があることから、平成20年、「リバーサイドタウンかさまつ計画」を策定しました。

この計画では、特に町固有の資源の効果的な活用を図るため、さまざまな手法を用いて住民参画を充実し、住民協働の理念の下で実現することを基本としています。

まちの拠点づくりでは、「まちの

拠点」として「まちの駅」を複数箇所設置し、それを核としたまちづくりを進めようと計画したところ、以前からまちづくり活動に関わりたいてと考えておられた住民の皆さんが立ち上げから運営に参画していただき、「まちの駅」も今では49駅を数え、来訪者をおもてなしの心で迎えています。

また、水辺の環境を生かしたまちづくりでは、広大な木曽川河川敷のスポーツレクリエーション利用を促進し、広々とした河川環境と景観を積極的に取り入れたまちづくりを進めています。

平成25年には、人工芝と夜間照明設備を備えた「多目的運動場」が完成しました。この施設は、J2リーグのFC岐阜の練習場としても使用されており、町内外から訪れる方々も増えてきました。

また、このエリアには岐阜県一のビオトープである「トンボ天国」があるほか、堤防沿いにはサイクリングロードの整備が進み、清流木曽川に親しむ憩いの場所となつています。

一方、笠松の人づくりという観点から、全国的にも珍しい「笠松町道徳のまちづくり条例」を平成19年12

月に施行しました。

地域、家庭及び学校が一体となつて道徳的風土及び人づくりを進め、道徳心、マナー及びルールを大切にしたい生きがいと誇りのもてるまちづくりを目指しています。町民一人ひとりが「笠松人のこころ」を育む具体的な取り組みとして、「きれいなまち」、「支え合うまち」、「あいさつのあるまち」の3つに取り組んでいます。自分にできることを自らの意志で少しずつ取り組むことが、たとえ小さな取り組みであっても笠松の風土・人づくりにつながると考えています。

笠松町の持つ歴史や文化、清流木曽川に代表される恵まれた自然などの個性ある資源との共生と活用、多様な町民や地域がお互いを認め合いながら共に成長し、協力し合うことで、町全体が調和ある輝きを放つようない体感の醸成を目指し、「個性」を活かし「調和」を大切にしたいまちづくりを理念に、まちづくりを進めています。

「ひと・まち・自然」輝く故郷の創造に向け、今後も住民の皆さんと手を携え、夢と課題を共有しながら、特色あるまちづくりを進めてまいります。